

# \* 補償される範囲

## 傷害保険 (家族傷害・普通傷害・ファミリー交通傷害・交通事故傷害)

### ( 傷害事故 )

(日本国内・国外で日常生活において、事故によりケガをしたとき)

### 総合傷害補償プラン

下絵の①～⑳のような事故が補償となります。

#### 交通事故傷害補償プラン 下絵の①～⑩のような事故が補償となります。

補償される範囲

<p>①</p> 	<p>②</p> 	<p>⑪</p> 	<p>⑫</p> 	<p>⑬</p> 
<p>車にはねられてケガをした</p>	<p>車が衝突しケガをした</p>	<p>グラウンドで遊んでいて転倒しケガをした</p>	<p>体育の授業中に鉄棒から落下してケガをした</p>	<p>クラブ活動中にケガをした</p>
<p>③</p> 	<p>④</p> 	<p>⑭</p> 	<p>⑮</p> 	<p>⑯</p> 
<p>車が電柱にぶつかりケガをした</p>	<p>自転車やオートバイで転倒しケガをした</p>	<p>料理中にやけどしケガをした</p>	<p>階段で転倒しケガをした</p>	<p>水泳中高波にさらわれて溺死した</p>
<p>⑤</p> 	<p>⑥</p> 	<p>⑰</p> 	<p>⑱</p> 	<p>⑲</p> 
<p>旅客機が墜落し死亡した</p>	<p>道路通行中ガス爆発事故でケガをした</p>	<p>ガスの不完全燃焼で中毒になった</p>	<p>野球中にケガをした</p>	<p>テニス中にケガをした</p>
<p>⑦</p> 	<p>⑧</p> 	<p>⑳</p> 	<p>㉑</p> 	<p>㉒</p> 
<p>エスカレーターでころんでケガをした</p>	<p>建物の火災にあいケガをした</p>	<p>みかん狩りでケガをした</p>	<p>職場でドアにぶつかりケガをした</p>	<p>機械にまきこまれケガをした</p>
<p>⑨</p> 	<p>⑩</p> 	<p>㉓</p> 	<p>㉔</p> 	<p>㉕</p> 
<p>旅客船が沈没して死亡した</p>	<p>デパートで買物中火災にあいケガをした</p>	<p>道で足をすべらせ転倒しケガをした</p>	<p>イスに乗って物をとろうとしたところ転倒しケガをした</p>	<p>国内・海外旅行でケガをした</p>



# 賠償責任特約

## 賠償事故

日常生活において法律上の損害賠償責任を負担するとき

- 総合傷害補償プラン（国内・国外）
- 交通事故傷害補償プラン（国内のみ）

下絵の②⑥～③⑤のような事故が補償されます。



②⑥ 自転車で歩行人にケガをさせた



②⑦ 駅の階段であやまって他人に衝突しケガをさせた



②⑧ 子供が野球をしていて他人の家の窓ガラスを割った



②⑨ 買物中、売場の商品を壊した



③⑩ 洗濯機の水があふれ階下の人に損害を与えた



③⑪ ベランダに置いてあった物が落ちて歩行人にケガをさせた



③⑫ 釣りをしていた他人にケガをさせた



③⑬ 子供がイタズラをして他人の車にキズをつけた



③⑭ ゴルフプレー中ボールが他の組の人に当たりケガをさせた



③⑮ 他人の家でたばこの火を落としてじゅうたんを焦がした

# 携行品特約（動産総合保険携行品一式契約）

## （携行品事故）

日本国内で外出中に自己所有の身の回りが損害を被ったとき

下絵の③⑥～③⑨のような事故が補償されます。



③⑥ プレー中にクラブが折れた



③⑦ 腕時計をぶつけてこわしてしまった



③⑧ ハンドバックを盗まれた



③⑨ 誤ってカメラを落としてこわした

### ●携行品の中に次の物は含まれません。

- (1) 手形・小切手、株券、債券その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、定期券その他これらに類するもの
- (2) 預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類するもの
- (3) 稿本・設計書、図案、帳簿その他これらに類するもの
- (4) 船舶（ヨット・モーターボート・水上オートバイ・ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- (5) 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール模型その他これらに類するものおよびこれらの付属品
- (6) 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (7) 義歯・義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類するもの
- (8) 動物および植物等の生物
- (9) 書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類するもの
- (10) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの

### ●次に掲げるものも、携行品の中に含まれません。

- (1) 通貨
- (2) 貴金属、宝石類で、1個または1組の価額が30万円をこえるもの
- (3) 乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。）、

# 受託品賠償責任特約

## （預かり物の賠償事故）

日本国内で他人から預かった財物を壊したり、盗まれたりして持ち主に対して法律上の損害賠償責任を負担するとき

下絵の④⑩～④⑤のような事故が補償されます。



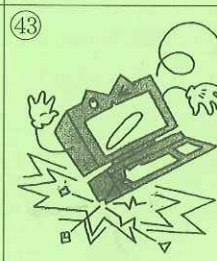
④⑩ 借りていたビデオカメラを落として壊した



④⑪ 借りていたスーツケースを盗まれてしまった



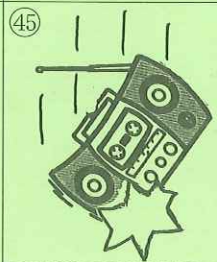
④⑫ 借りていたゴルフクラブを折ってしまった



④⑬ 借りていたパソコンを落として壊してしまった



④⑭ 借りていたカメラを落として壊した



④⑮ 借りていたラジオを落として壊してしまった

### 補償対象外となる主な「受託品」

- (1) 日本国外で受託した物
- (2) 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準する物
- (3) 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準する物
- (4) 自動車（被牽引車を含みます。）、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、の付属品
- (5) 鉄砲、刀剣
- (6) 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具  
山岳登山（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、をいいます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダー、飛行船を除く航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合は除きます。）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）をいいます。）、パラシュートなどのパラシュート型超軽量動力機を除きます。）、搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類似の危険な運動
- (7) 動物、植物等の生物
- (8) 建物（畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、
- (9) 門、へい、かき、物置、車庫、その他の付属建物など